大仙市立西仙北中学校

羽ばたこう　立志の丘から

学校通信

平成２７年６月２５日
No.１１

夏の総体　結輝学年　燃焼！！

夏の総体　ソフトテニス部　全県出場！！

大曲仙北中学校総合体育大会の１日目、ソフトテニス部が、春季大会に続き、団体戦堂々の準優勝で、全県大会出場を決めました。

試合は、予選リーグも決勝トーナメントも接戦をものにしての勝ち上がりでした。予選リーグは南外中学校、太田中学校と対戦し２勝の１位で決勝トーナメントに進み、平和中学校、美郷中学校をファイナルセットで破る激戦でした。決勝戦は、またしても大曲中学校に破れてしまいましたので、全県大会での捲土重来を期待します。

個人戦では、２ペアが４回戦に進出し、その中で、京極（優）・佐々木（彩）ペアが、ベスト８に入り、団体戦とともに、全県出場を決めました。

野球は、南外中学校と対戦し、両投手の投げ合いによる好試合でしたが、０－２で敗れてしまいました。１安打と２安打の試合で、本校には再三にわたる好守も見られましたが、残念ながら得点できませんでした。春からは数段のチーム力アップが図られた本校チームでした。お疲れ様でした。

保護者や地域の方々、野球ファンの皆様の熱い応援、また、これまでのご支援に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

バスケットボール部は、対平和中学校戦に勝ったものの、大曲中学校には破れ、１勝１敗で決勝リーグに進み、美郷中学校と対戦。大接戦の試合となりましたが、５５－５８のわずか３点差で敗れてしまいました。ナイスゲームでした。その後、角館中学校と対戦、３年生全員が出場する総力戦で挑みましたが、敗れてしまいました。

バレーボール部は、初日、予選リーグで大曲西中学校と対戦して勝利。２日目に協和中学校に敗れたものの仙北中学校に勝利。その結果、本校、協和中学校、仙北中学校の３校が予選リーグ２勝１敗で並びました。本校は、得失点差わずか０．０１で３位になり、決勝リーグに進めませんでした。残念！

卓球部は、団体戦予選リーグ、神代中学校には敗れてしまったものの、美郷中学校、桧木内中学校に勝ち、２勝１敗で予選リーグを通過、決勝リーグでは２勝２敗でした。春のリベンジを果たした戦いもありましたが、通算４勝３敗で、全県出場は叶いませんでした。惜しい。個人戦では、４名が３回戦に進出、その中で、星宮選手がベスト８に入り全県出場を決めました。後藤選手が、全県出場を懸けた一戦に臨みましたが、今一歩届きませんでした。惜しかった。

バドミントン女子団体は４校によるリーグ戦で２勝１敗で、準優勝でした。男子は３校によるリーグ戦でしたが惜しくも負けてしまいました。

個人戦は男女シングルス・ダブルス戦において、男子ダブルスの大木・渡部ペアがベスト４、女子ダブルスの伊藤・正木ペアが第２位入賞でした。

水泳大会に参加した１年男子工藤君は、４００M自由形で第１位、２００M自由形でも第２位というすばらしい成績でした。たった一人の参加でしたが、男子総合の部でも第３位入賞です。おめでとうございます。

剣道個人戦及び団体戦に参加した３年佐藤君・石神君、１年石神さんは、個人戦ではそれぞれ善戦でした。また、オープン参加した団体戦においても、それぞれ持ち味を発揮した試合でした。お疲れ様でした。

３年生「結輝」学年の皆さん、一つの区切りとして、たいへんお疲れ様でした。陸上競技も含め、全県大会に出場する皆さん、十分に休養して、再スタートです。がんばりましょう。

全県中学校総合体育大会は、先に行われた陸上競技も含め、７月１８日（土）から２０日（月）、秋田市や大仙市、美郷町を会場に行われます。

全県大会においても、皆様の応援、よろしくお願いいたします。

なお、陸上競技大会には、５月に行われた郡市陸上競技大会において、６位入賞を果たした選手が出場権利をもっておりますが、今回の総合体育大会の結果を考慮して、大会出場となります。

本校では、現在、７名の選手が出場予定です。

自転車シミュレータで体験的学習

６月２３日から７月３日まで、本校の玄関ホールに、市の自転車シミュレーターが設置されております。これは、乗車体験によって、自転車のルールやマナーを身に付け、自転車の安全な乗り方を確認するとともに、事故防止につなげようとする取り組みです。生徒は、休み時間等に乗車し、自分の運転の仕方などを確認しております。

ご存じのように道路交通をめぐる最新の情勢に対応し、平成２７年６月１日から道路交通法が改正され、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備などが行われております。

「一定の危険な違反行為をして２回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから３か月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。

また、自転車の検査等に関して、ブレーキのない自転車に乗ってはいけないという規定が新設されました。警察官は、内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車が通行しているときは、停止させてブレーキを検査できるようになりました。さらに危険を防止するために必要な応急措置を命じ、応急措置では必要な整備ができない場合は、その自転車を運転しないよう命ずることができるようになりました。

これらの命令に違反した者に対しての罰則も整備されました。検査拒否等、応急措置命令等違反は、５万円以下の罰金です。軽車両の路側帯通行に関する規定の整備もされております。

自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされました。路側帯の右側通行をした場合は、通行区分違反として、３か月以下の懲役又は５万円以下の罰金となります。」（一般財団法人 全日本交通安全協会ＨＰより　一部編集）

いずれにしろ、罰則があるからではなく、自分の身を守るために、また他人の安全確保のためにも、交通ルールを守り、事故のない生活を心がけ、実践していきましょう。